

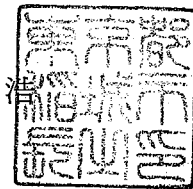


稲城市告示第104号

令和5年第2回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和5年6月5日

稲城市長 高 橋 勝



記

1 期日 令和5年6月12日

2 場所 稲城市議会議場

令和5年第2回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第26号議案 稲城市重症心身障害児（者）等通所施設条例
- 第27号議案 稲城市発達支援センター条例の一部を改正する条例
- 第28号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例
- 第29号議案 稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第30号議案 稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第31号議案 稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第32号議案 令和5年度東京都稲城市一般会計補正予算（第3号）

<そ の 他>

- 第33号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第34号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第35号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第36号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第37号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第38号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第39号議案 稲城市農業委員会委員の任命について

第 4 0 号議案 稲城市農業委員会委員の任命について

第 4 1 号議案 稲城市農業委員会委員の任命について

第 4 2 号議案 稲城市農業委員会委員の任命について

第 4 3 号議案 稲城市農業委員会委員の任命について

第 4 4 号議案 稲城市農業委員会委員の任命について

第 4 5 号議案 稲城市重症心身障害児（者）等通所施設の指定管理者の指定について

第 4 6 号議案 稲城市発達支援センター分室の指定管理者の指定について

< 報 告 >

第 1 号報告 繰越明許費繰越計算書について（令和 4 年度東京都稲城市一般会計予算）

第 2 号報告 繰越明許費繰越計算書について（令和 4 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算）

第 3 号報告 稲城市土地開発公社の経営状況について

第 4 号報告 公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の経営状況について

第26号議案

稲城市重症心身障害児（者）等通所施設条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市重症心身障害児（者）等通所施設を重症心身障害がある児（者）及び医療的ケアを必要とする児（者）に対する福祉の増進を目的とした公の施設として位置付けるとともに、その管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び第3項の規定により、稲城市重症心身障害児（者）等通所施設条例を制定する必要があるもので、本案を提出する。

稲城市重症心身障害児（者）等通所施設条例

（設置）

第1条 稲城市（以下「市」という。）に在住する重症心身障害がある児（者）や医療的ケアを必要とする児（者）に対し、身近な地域で支援を受けながら日中に活動できる場を提供することにより、その福祉の増進に寄与するため、稲城市重症心身障害児（者）等通所施設（以下「施設」という。）を設置する。

（位置）

第2条 施設の位置は、稲城市大丸607番地の2とする。

（事業）

第3条 施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関する事業
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するため市長が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 第3条に規定する事業に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（開館時間及び休館日）

第6条 施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 施設の休館日は、日曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、開館時間又は休館日を変更することができる。

(利用対象者)

第7条 施設を利用できる者は、重症心身障害児（者）又は医療的ケアを必要とする児（者）であって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 生活介護に関する事業 総合支援法第19条第1項の規定により市から介護給付費等の支給を受けている者

(2) 放課後等デイサービスに関する事業 次のいずれかに該当する者

ア 児童福祉法第21条の5の5第1項の規定により市から障害児通所給付費等の支給を受けている児童

イ 児童福祉法第21条の6の規定により市から障害児通所支援の提供を受けている児童

(利用の契約)

第8条 施設を利用しようとする者は、指定管理者とその利用に係る契約を締結しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の契約を締結するに当たり、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の保留又は制限)

第9条 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、施設の利用を保留し、又は制限することができる。

(1) 施設の設置の目的から著しく逸脱する行為をし、又はそのおそれが認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、その利用が施設の管理上不相当と認められるとき。

(利用料金)

第10条 施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として納付しなければならない。

(1) 生活介護に関する事業 総合支援法第29条第3項第2号の規定により算定した額

(2) 放課後等デイサービスに関する事業 児童福祉法第21条の5の3第2項第2号の規定により算定した額

(3) 第3条第3号の事業 当該事業の根拠となる法令等の定めるところにより算定した額

2 前項に規定するもの以外の利用料金については、実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。

(指定管理者の収入)

第11条 市長は、次に掲げる額を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(1) 前条に規定する利用料金の額

(2) 総合支援法第29条第3項の規定により算定した介護給付費又は総合支援法第30条第3項の規定により算定した特例介護給付費の額

(3) 児童福祉法第21条の5の3第2項の規定により算定した障害児通所給付費又は同法第21条の5の4第3項の規定により算定した特例障害児通所給付費の額

(4) 第3条第3号の事業に対し、当該事業の根拠となる法令等の定めるところにより支給される給付費等の額

(指定管理者の公募等)

第12条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、当該指定を受けようとするものをあらかじめ公募するものとする。ただし、施設の設置の目的を特に効果的に達成することができると認められる法人その他の団体があるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、あらかじめ、別に定める申請書に事業計画書その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第13条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を満たすもののうちから最も適当と認めるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、利用者の公平な利用を確保するものであること。

(2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有すること。

(欠格事由)

第14条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するものを、指定管理者として指定してはならない。

(1) 議員又は市長、副市長、教育長、地方自治法第180条の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員会の委員若しくは当該委員が代表者その他の役員を務める団体（市が出資しているものを除く。）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

(指定管理者の指定の取消し等)

第15条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該指定管理者に対し、第13条の規定により行った指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理運営又は経理に関する市長の指示に従わないとき。

(2) 第13条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理運営を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の措置により指定管理者が被つた損害について、その責めを負わない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定等の公表)

第16条 市長は、第13条の規定により指定管理者を指定し、又は前条第1項の規定により当該指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を遅滞なく告示しなければならない。

(管理運営の基準等)

第17条 指定管理者は、条例等の定めるところに従い、適正に施設の管理運営を行わなければならない。

2 市長及び指定管理者は、施設の管理運営に関する協定を相互に締結するものとする。

(個人情報取扱い)

第18条 指定管理者は、施設の管理運営に関し知り得た個人に関する情報を取り扱うときは、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び施設の業務に従事している者又は従事していた者は、施設の管理運営に関して知り得た個人に関する情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（原状回復の義務）

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第15条第1項の規定により当該指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに施設を原状に回復しなければならない。ただし、市長が回復の必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、指定管理者が正当な理由なく相当の期間内に施設を原状に回復しないときは、市長は、当該指定管理者に代わって施設を原状に回復することができる。この場合において、当該指定管理者は、当該原状回復に要した費用を負担しなければならない。

（損害賠償の義務）

第20条 指定管理者は、故意又は過失により施設を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、当該賠償を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

第2条 施設の利用の契約に係る手続その他この条例を施行するための行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案概要説明書

議 案 番 号	第26号	担 当 課	福祉部障害福祉課
件 名	稲城市重症心身障害児（者）等通所施設条例		
【概 要】			
本案は、稲城市重症心身障害児（者）等通所施設を重症心身障害がある児（者）及び医療的ケアを必要とする児（者）に対する福祉の増進を目的とした公の施設として位置付けるとともに、その管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び第3項の規定により、稲城市重症心身障害児（者）等通所施設条例を制定するものです。			
【内 容】			
○ 第1条（設置） 稲城市重症心身障害児（者）等通所施設（以下「施設」という。）の設置について規定します。 ○ 第2条（位置） 施設の位置について規定します。 ○ 第3条（事業） 施設において行う事業について規定します。 ○ 第4条（指定管理者による管理） 施設の管理は、指定管理者に行わせるものとする旨を規定します。 ○ 第5条（指定管理者が行う業務） 指定管理者が行う業務について規定します。 ○ 第6条（開館時間及び休館日） 施設の開館時間及び休館日について規定します。 ○ 第7条（利用対象者） 施設の利用対象者について規定します。 ○ 第8条（利用の契約） 施設の利用者は、指定管理者と利用に係る契約を締結しなければならない旨等を規定します。 ○ 第9条（利用の保留又は制限） 指定管理者は、一定の場合に施設の利用を保留又は制限できる旨を規定します。			

○ 第10条（利用料金）

施設の利用者が指定管理者に納付すべき利用料金について規定します。

○ 第11条（指定管理者の収入）

利用料金等を指定管理者の収入として収受させるものとする旨を規定します。

○ 第12条（指定管理者の公募等）

指定管理者の指定は、原則として公募により行う旨等を規定します。

○ 第13条（指定管理者の指定）

指定管理者の指定の基準等について規定します。

○ 第14条（欠格事由）

指定管理者としての欠格事由について規定します。

○ 第15条（指定管理者の指定の取消し等）

指定管理者の指定を取り消す基準等について規定します。

○ 第16条（指定等の公表）

指定管理者の指定等を行った場合の公表について規定します。

○ 第17条（管理運営の基準等）

施設の管理運営の基準等について規定します。

○ 第18条（個人情報の取扱い）

指定管理者は、個人情報の安全管理のための措置を講じなければならない旨等を規定します。

○ 第19条（原状回復の義務）

指定管理者の原状回復義務について規定します。

○ 第20条（損害賠償の義務）

指定管理者の損害賠償義務について規定します。

○ 第21条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める旨を規定します。

【施行期日等】

この条例は、令和6年4月1日から施行します。また、付則において、準備行為について規定します。

第27号議案

稲城市発達支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市発達支援センター分室を心身の発達に支援を必要とする者等に対する福祉の増進を目的とした公の施設として位置付けるとともに、その管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び第3項の規定により、稲城市発達支援センター条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市発達支援センター条例の一部を改正する条例

稲城市発達支援センター条例（平成25年稲城市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「目的」を「設置」に改め、同条中「この条例は、」を削り、「稲城市」の次に「（以下「市」という。）」を加え、「ことを目的とする」を「ため、稲城市発達支援センターを設置する」に改める。

第2条の見出し中「設置」を「名称及び位置」に改め、同条中「稲城市発達支援センター（以下「発達支援センター」という。）を」を「稲城市発達支援センターの名称及び位置は、」に、「設置する」を「とする」に改める。

第3条中「発達支援センターにおいて」を「稲城市発達支援センター（稲城市発達支援センター分室（以下「分室」という。）を含む。以下「発達支援センター」という。）は」に改め、同条第1号中「相談」の次に「（以下「発達相談」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、分室は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）に関する事業
- (2) 保育所等訪問支援（児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）に関する事業
- (3) 障害児相談支援（児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉型児童発達支援センターとして市長が必要と認める事業

第4条を第21条とし、第3条の次に次の17条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に分室の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 分室の維持管理に関する業務
- (2) 第3条に規定する事業に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第6条 発達支援センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 発達支援センターの休館日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間又は休館日を変更することができる。

4 前項に規定する場合のほか、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、分室の開館時間又は休館日を変更することができる。

(利用対象者)

第7条 発達支援センターを利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 発達相談に関する事業 市内に住所を有する者
- (2) 児童発達支援及び保育所等訪問支援に関する事業 次のいずれかに該当する者

ア 児童福祉法第21条の5の5第1項の規定により市から障害児通所給付費等の支給を受けている児童

イ 児童福祉法第21条の6の規定により市から障害児通所支援の提供を受けている児童

- (3) 障害児相談支援に関する事業 児童福祉法第24条の26第1項の規定により市から障害児相談支援給付費の支給を受けている障害児相談支援対象保護者

(利用の契約)

第8条 分室を利用しようとする者は、指定管理者とその利用に係る契約を締結しなければならない。

2 指定管理者は、前項の契約を締結するに当たり、管理上必要な条件を付すことができる。

(利用の保留又は制限)

第9条 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、分室の利用を保留し、又は制限することができる。

- (1) 発達支援センターの設置の目的から著しく逸脱する行為をし、又はそのおそれ認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、その利用が分室の管理上不適当と認められるとき。

(利用料金)

第10条 分室を利用する者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を分室の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として納付しなければならない。

- (1) 児童発達支援及び保育所等訪問支援に関する事業 児童福祉法第21条の5の3第2項第2号の規定により算定した額
- (2) 第3条第1項第4号又は同条第2項第4号の事業 当該事業の根拠となる法令等の定めるところにより算定した額

2 発達相談及び障害児相談支援に関する事業の利用料金は、無料とする。

3 前2項に規定するもの以外の利用料金については、実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。

(指定管理者の収入)

第11条 市長は、次に掲げる額を指定管理者の収入として収受させるものとする。

- (1) 前条第1項及び第3項に規定する利用料金の額
- (2) 児童福祉法第21条の5の3第2項の規定により算定した障害児通所給付費又は同法第21条の5の4第3項の規定により算定した特例障害児通所給付費の額
- (3) 児童福祉法第24条の26第2項の規定により算定した障害児相談支援給付費又は同法第24条の27第2項の規定により算定した特例障害児相談支援給付費の額
- (4) 第3条第1項第4号又は同条第2項第4号の事業に対し、当該事業の根拠となる法令等の定めるところにより支給される給付費等の額

(指定管理者の公募等)

第12条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、当該指定を受けようとする

るものをあらかじめ公募するものとする。ただし、発達支援センターの設置の目的を特に効果的に達成することができると認められる法人その他の団体があるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、あらかじめ、別に定める申請書に事業計画書その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第13条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を満たすもののうちから最も適当と認めるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、利用者の公平な利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、分室の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有すること。

(欠格事由)

第14条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するものを、指定管理者として指定してはならない。

- (1) 議員又は市長、副市長、教育長、地方自治法第180条の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員会の委員若しくは当該委員が代表者その他の役員を務める団体（市が出資しているものを除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

(指定管理者の指定の取消し等)

第15条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該指定管理者に対し、第13条の規定により行った指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理運営又は経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第13条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、分室の管理運営を継続することが適当でないと認められるとき。

- 2 市長は、前項の措置により指定管理者が被った損害について、その責めを負わない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定等の公表)

第16条 市長は、第13条の規定により指定管理者を指定し、又は前条第1項の規定により当該指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を遅滞なく告示しなければならない。

(管理運営の基準等)

第17条 指定管理者は、条例等の定めるところに従い、適正に分室の管理運営を行わなければならない。

2 市長及び指定管理者は、分室の管理運営に関する協定を相互に締結するものとする。

(個人情報の取扱い)

第18条 指定管理者は、分室の管理運営に関し知り得た個人に関する情報を取り扱うときは、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び分室の業務に従事している者又は従事していた者は、分室の管理運営に関して知り得た個人に関する情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(原状回復の義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第15条第1項の規定により当該指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに分室を原状に回復しなければならない。ただし、市長が回復の必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、指定管理者が正当な理由なく相当の期間内に分室を原状に回復しないときは、市長は、当該指定管理者に代わって分室を原状に回復することができる。この場合において、当該指定管理者は、当該原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第20条 指定管理者は、故意又は過失により分室を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、当該賠償を減額し、又は免除することができる。別表に次のように加える。

稲城市発達支援センター分室	稲城市大丸607番地の2
---------------	--------------

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例による改正後の稲城市発達支援センター条例の規定による分室の利用の契約に係る手続その他この条例を施行するための行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案概要説明書

議 案 番 号	第27号	担 当 課	福祉部障害福祉課
件 名	稲城市発達支援センター条例の一部を改正する条例		
【概 要】			
本案は、稲城市発達支援センター分室を心身の発達に支援を必要とする者等に対する福祉の増進を目的とした公の施設として位置付けるとともに、その管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び第3項の規定により、稲城市発達支援センター条例（平成25年稲城市条例第9号）の一部を改正するものです。			
【改正内容】			
○ 第1条（設置） 文言を整理します。 ○ 第2条（名称及び位置）及び別表（第2条関係） 稲城市発達支援センター分室（以下「分室」という。）の名称及び位置について規定するほか、文言を整理します。 ○ 第3条（事業） 分室において行う事業について規定するほか、文言を整理します。 ○ 第4条（指定管理者による管理） 分室の管理は、指定管理者に行わせるものとする旨を規定します。 ○ 第5条（指定管理者が行う業務） 指定管理者が行う業務について規定します。 ○ 第6条（開館時間及び休館日） 稲城市発達支援センター及び分室の開館時間及び休館日について規定します。 ○ 第7条（利用対象者） 稲城市発達支援センター及び分室の利用対象者について規定します。 ○ 第8条（利用の契約） 分室の利用者は、指定管理者と利用に係る契約を締結しなければならない旨等を規定します。 ○ 第9条（利用の保留又は制限） 指定管理者は、一定の場合に分室の利用を保留又は制限できる旨を規定します。			

○ 第10条（利用料金）

分室の利用者が指定管理者に納付すべき利用料金について規定します。

○ 第11条（指定管理者の収入）

利用料金等を指定管理者の収入として収受させるものとする旨を規定します。

○ 第12条（指定管理者の公募等）

指定管理者の指定は、原則として公募により行う旨等を規定します。

○ 第13条（指定管理者の指定）

指定管理者の指定の基準等について規定します。

○ 第14条（欠格事由）

指定管理者としての欠格事由について規定します。

○ 第15条（指定管理者の指定の取消し等）

指定管理者の指定を取り消す基準等について規定します。

○ 第16条（指定等の公表）

指定管理者の指定等を行った場合の公表について規定します。

○ 第17条（管理運営の基準等）

分室の管理運営の基準等について規定します。

○ 第18条（個人情報の取扱い）

指定管理者は、個人情報の安全管理のための措置を講じなければならない旨等を規定します。

○ 第19条（原状回復の義務）

指定管理者の原状回復義務について規定します。

○ 第20条（損害賠償の義務）

指定管理者の損害賠償義務について規定します。

○ 第21条（委任）

第4条から第20条までの追加に伴い、条を繰り下げます。

【施行期日等】

この条例は、令和6年4月1日から施行します。また、付則において、準備行為について規定します。

稲城市発達支援センター条例の新旧対照表

新	旧
(設置) 第1条 稲城市（以下「市」という。）に在住する心身の発達に支援を必要とする者等に対し、乳・幼児期から就学期を経て、成人期までの継続した支援を行い、早期の発見から早期の療育や社会参加につなげ、もってその福祉の増進に寄与する<u>ため、稲城市発達支援センターを設置する。</u> (名称及び位置) 第2条 <u>稲城市発達支援センターの名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。</u> (事業) 第3条 <u>稲城市発達支援センター（稲城市発達支援センター分室（以下「分室」という。）を含む。以下「発達支援センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。</u> (1) 心身の発達に係る相談（以下「発達相談」という。）に関する事業 (2)～(4) ……（略） <u>2 前項に掲げるもののほか、分室は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、次に掲げる事業を行う。</u> (1) <u>児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）に関する事業</u> (2) <u>保育所等訪問支援（児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）に関する事業</u> (3) <u>障害児相談支援（児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）に関する事業</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、福祉型児童発達支援センターとして市長が必要と認める事業</u> <u>（指定管理者による管理）</u> 第4条 <u>市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に分室の管理を行わせるものとする。</u>	(目的) 第1条 <u>この条例は、稲城市に在住する心身の発達に支援を必要とする者等に対し、乳・幼児期から就学期を経て、成人期までの継続した支援を行い、早期の発見から早期の療育や社会参加につなげ、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。</u> (設置) 第2条 <u>稲城市発達支援センター（以下「発達支援センター」という。）を別表に掲げるとおり設置する。</u> (事業) 第3条 <u>発達支援センターにおいて、次に掲げる事業を行う。</u> (1) 心身の発達に係る相談に関する事業 (2)～(4) ……（略）

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 分室の維持管理に関する業務
- (2) 第3条に規定する事業に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第6条 発達支援センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 発達支援センターの休館日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間又は休館日を変更することができる。

4 前項に規定する場合のほか、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、分室の開館時間又は休館日を変更することができる。

(利用対象者)

第7条 発達支援センターを利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 発達相談に関する事業 市内に住所を有する者
- (2) 児童発達支援及び保育所等訪問支援に関する事業 次のいずれかに該当する者
 - ア 児童福祉法第21条の5の5第1項の規定により市から障害児通所給付費等の支給を受けている児童
 - イ 児童福祉法第21条の6の規定により市から障害児通所支援の提供を受けている児童
- (3) 障害児相談支援に関する事業 児童福祉法第24条の26第1項の規定により市から障害児相談支援給付費の支給を受けている障害児相談支援対象保護者

(利用の契約)

第8条 分室を利用しようとする者は、指定管理者とその利用に係る契約を締結しなければならない。

2 指定管理者は、前項の契約を締結するに当たり、管理上必要な条件を付すことができる。

(利用の保留又は制限)

第9条 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、分室の利用を保留し、又は制限することができる。

(1) 発達支援センターの設置の目的から著しく逸脱する行為をし、又はそのおそれが認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、その利用が分室の管理上不相当と認められるとき。

(利用料金)

第10条 分室を利用する者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を分室の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として納付しなければならない。

(1) 児童発達支援及び保育所等訪問支援に関する事業 児童福祉法第21条の5の3第2項第2号の規定により算定した額

(2) 第3条第1項第4号又は同条第2項第4号の事業 当該事業の根拠となる法令等の定めるところにより算定した額

2 発達相談及び障害児相談支援に関する事業の利用料金は、無料とする。

3 前2項に規定するもの以外の利用料金については、実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。

(指定管理者の収入)

第11条 市長は、次に掲げる額を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(1) 前条第1項及び第3項に規定する利用料金の額

(2) 児童福祉法第21条の5の3第2項の規定により算定した障害児通所給付費又は同法第21条の5の4第3項の規定により算定した特例障害児通所給付費の額

(3) 児童福祉法第24条の26第2項の規定により算定した障害児相談支援給付費又は同法第24条の27第2項の規定により算定した特例障害児相談支援給付費の額

(4) 第3条第1項第4号又は同条第2項第4号の事業に対し、当該事業の根拠となる法令等の定めるところにより支給される給付費等の額

(指定管理者の公募等)

第12条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、当該指定を受けようとするものをあらかじめ公募するものとする。ただし、発達支援センターの設置の目的を特に効果

的に達成することができると認められる法人その他の団体があるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、あらかじめ、別に定める申請書に事業計画書その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第13条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を満たすもののうちから最も適当と認めるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、利用者の公平な利用を確保するものであること。

(2) 事業計画書の内容が、分室の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理運営を安定して行う能力を有すること。

(欠格事由)

第14条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するものを、指定管理者として指定してはならない。

(1) 議員又は市長、副市長、教育長、地方自治法第180条の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員会の委員若しくは当該委員が代表者その他の役員を務める団体(市が出資しているものを除く。)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

(指定管理者の指定の取消し等)

第15条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該指定管理者に対し、第13条の規定により行った指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理運営又は経理に関する市長の指示に従わないとき。

(2) 第13条各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、分室の管理運営を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の措置により指定管理者が被った損害について、その責めを負わない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定等の公表)

第16条 市長は、第13条の規定により指定管理者を指定し、又は前条第1項の規定により当該指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を遅滞なく告示しなければならない。

(管理運営の基準等)

第17条 指定管理者は、条例等の定めるところに従い、適正に分室の管理運営を行わなければならない。

2 市長及び指定管理者は、分室の管理運営に関する協定を相互に締結するものとする。

(個人情報の取扱い)

第18条 指定管理者は、分室の管理運営に関し知り得た個人に関する情報を取り扱うときは、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び分室の業務に従事している者又は従事していた者は、分室の管理運営に関して知り得た個人に関する情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(原状回復の義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第15条第1項の規定により当該指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに分室を原状に回復しなければならない。ただし、市長が回復の必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、指定管理者が正当な理由なく相当の期間内に分室を原状に回復しないときは、市長は、当該指定管理者に代わって分室を原状に回復することができる。この場合において、当該指定管理者は、当該原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第20条 指定管理者は、故意又は過失により分室を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、当該賠償を減額し、又は免除することができる。

(委任)

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第2条関係）

名称	位置
稲城市発達支援センター	稲城市平尾一丁目9番地の1
稲城市発達支援センター分室	稲城市大丸607番地の2

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第2条関係）

名称	位置
稲城市発達支援センター	稲城市平尾一丁目9番地の1

第28号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条第1項中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、

「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「であるもの、」に、「三輪のもの」を「3輪のものの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」に改める。

付則第10条の2に次の1項を加える。

17 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第10条の3中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し

た申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

付則第15条の2第4項及び付則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び付則第4条第1項の規定（この条例による改正後の稲城市市税条例（以下「新条例」という。）付則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、第41条第1項、第44条第1項から第3項まで、第5項及び第6項、第47条、第47条の2並びに第47条の6の改正規定並びに付則第15条の2第4項及び付則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに付則第4条第1項（新条例付則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2第2項から第5項までの改正規定及び同条第1項の次に1項を加える改正規定並びに次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の稲城市市税条例の規定中個人の市

民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき稲城市市税条例第36条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例第82条第 1 号エ及び付則第16条の 2 第 3 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第15条の 2 第 4 項の規定は、令和 6 年 1 月 1 日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第28号	担 当 課	市民部課税課
件 名	稲城市市税条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第34条の9（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）、第47条（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）及び第47条の6（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ） 令和6年度から森林環境税の課税が開始されることを受け、地方税法及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）が改正されたことに伴い、規定を整備します。（令和6年1月1日施行） ○ 第36条の3の2（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 給与所得者の扶養親族等申告書について、前年から申告内容に異動がない場合には、その旨を記載した申告書を提出できることとするほか、項番号を繰り下げ、及び引用条項を整理します。（令和7年1月1日施行） ○ 第38条（個人の市民税の徴収の方法） 森林環境税について、個人の市民税の均等割と併せて賦課徴収する旨を規定するほか、文言を整理します。（令和6年1月1日施行） ○ 第41条（個人の市民税の納税通知書） 個人の市民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するほか、文言を整理します。（令和6年1月1日施行） ○ 第44条（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）及び第47条の2（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収） 特別徴収により徴収する給与所得及び公的年金等所得に係る個人の市民税の均等割額に森林環境税額を含める旨を規定するほか、文言を整理します。（令和6年1			

月 1 日施行)

○ 第82条 (種別割の税率)

3 輪以上の特定小型原動機付自転車 (電動キックボード等) の税率区分について、ミニカーの区分 (年3,700円) から50cc以下の原動機付自転車の区分 (年2,000円) に移行するほか、文言を整理します。(令和5年7月1日施行)

○ 付則第10条の2 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 及び付則第10条の3 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) の対象に長寿命化に資する大規模修繕工事を実施したマンションが追加されることに伴い、固定資産税の減額措置の特例を次のとおり設定するとともに、その申告手続について規定します。(公布の日施行)

(1) 減額適用資産

市の認定を受けた管理計画認定マンション等のうち、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施したものの (家屋に限る。)

(2) 減額適用年度

大規模修繕工事が完了した日の属する年の翌年度分

(3) 減額割合 3 分の 1

○ 付則第15条の2 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 及び付則第16条の2 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

自動車メーカーの不正行為に起因して軽自動車税の納付不足額が発生した場合に当該自動車メーカーが納付すべき額について、当該納付不足額に、その35% (現行10%) を乗じて得た額を加算した額とします。(令和6年1月1日施行)

【経過措置】

付則において、経過措置について規定します。

稲城市市税条例の新旧対照表

新	旧
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 …… (略) 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u> 3 …… (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 …… (略) <u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u> <u>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日の後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u>	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 …… (略) 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u> 3 …… (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 …… (略) <u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日の後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u>

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税の徴収の方法等）

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 ……（略）

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

（個人の市民税の納税通知書）

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の都民税額及び森林環境税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

2 ……（略）

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税の徴収の方法）

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 ……（略）

（個人の市民税の納税通知書）

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び都民税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

2 ……（略）

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲

げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) ……（略）

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 ……（略）

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により

げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2) ……（略）

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 ……（略）

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方

徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものみなす。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公

法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公

的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) ……（略）

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者につ

的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) ……（略）

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者につ

て、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ ……（略）

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) ……（略）

付 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 ……（略）

2～16 ……（略）

17 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 ……（略）

2～11 ……（略）

いて、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ ……（略）

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) ……（略）

付 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 ……（略）

2～16 ……（略）

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 ……（略）

2～11 ……（略）

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

13・14 ……（略）

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 ……（略）

2・3 ……（略）

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 ……（略）

2 ……（略）

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

12・13 ……（略）

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 ……（略）

2・3 ……（略）

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 ……（略）

2 ……（略）

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第29号議案

稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

義務教育就学児の医療費の助成に係る所得制限を撤廃するため、稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年稲城市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

第3条 改正後の条例の規定による医療証の交付に係る手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案概要説明書

議 案 番 号	第29号	担 当 課	子ども福祉部子育て支援課
件 名	稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、義務教育就学児の医療費の助成に係る所得制限を撤廃するため、稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年稲城市条例第5号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第4条（所得制限） 義務教育就学児の医療費の助成に係る所得制限を撤廃します。 【施行期日等】 この条例は、令和6年4月1日から施行します。また、付則において、経過措置等について規定します。			

稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の新旧対照表

新	旧
第4条 削除	<u>(所得制限)</u> <u>第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの場合は、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としてしない。</u> <u>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</u>

第30号議案

稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

高校生等の医療費の助成に係る所得制限を撤廃するため、稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和４年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第４条を次のように改める。

第４条 削除

付 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 この条例による改正後の稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和６年４月１日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

第３条 改正後の条例の規定による医療証の交付に係る手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案概要説明書

議 案 番 号	第30号	担 当 課	子ども福祉部子育て支援課
件 名	稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、高校生等の医療費の助成に係る所得制限を撤廃するため、稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年稲城市条例第12号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第4条（所得制限） 高校生等の医療費の助成に係る所得制限を撤廃します。 【施行期日等】 この条例は、令和6年4月1日から施行します。また、付則において、経過措置等について規定します。			

稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例の新旧対照表

新	旧
<u>第4条 削除</u>	<u>(所得制限)</u> <u>第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの場合は前々年の所得とする。）が、その者の扶養親族等（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者及び同項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）及び対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった年の翌年の10月1日から1年間は対象者としない。</u> <u>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</u>

第31号議案

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

多摩都市計画小田良地区地区計画の変更に伴い、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の31の1の表(イ)の項を次のように改める。

(イ)	建築物の容積率の 最高限度	—
-----	------------------	---

別表第2の31の2の表(イ)の項を次のように改める。

(イ)	建築物の容積率の 最高限度	—
-----	------------------	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第31号	担 当 課	都市建設部まちづくり計画課
件 名	稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】			
本案は、多摩都市計画小田良地区地区計画の変更に伴い、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年稲城市条例第14号）の一部を改正するものです。			
【改正内容】			
○ 別表第2（第3条―第9条関係） ＊ 小田良地区 建築物の容積率の最高限度の制限を廃止します。			
【施行期日】			
この条例は、公布の日から施行します。			

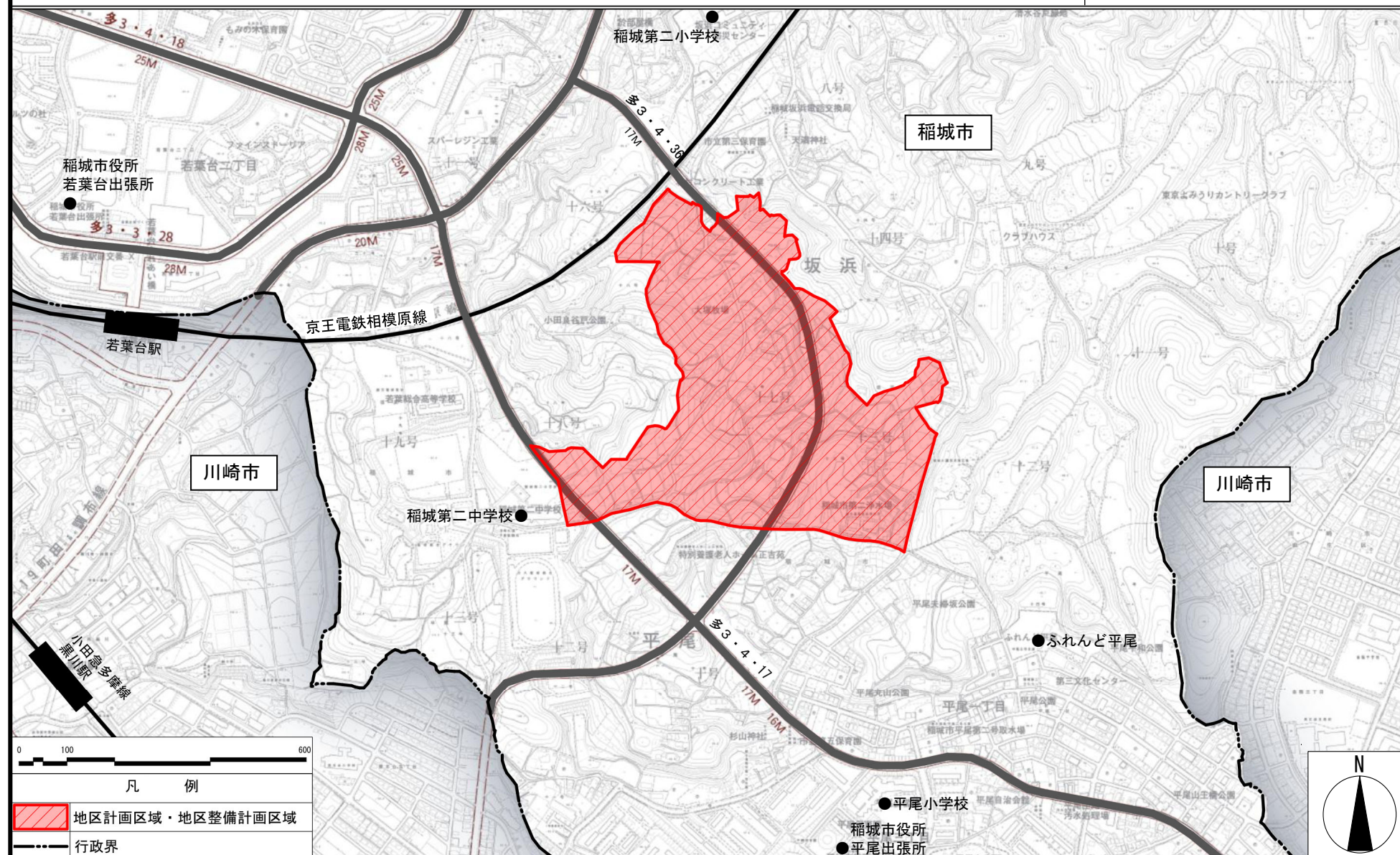
稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の新旧対照表

新			旧				
別表第 2 （第 3 条―第 9 条関係） 1 ～30 ……（略） 31の 1 小田良地区地区整備計画区域（その 1）			別表第 2 （第 3 条―第 9 条関係） 1 ～30 ……（略） 31の 1 小田良地区地区整備計画区域（その 1）				
……（略）			……（略）				
(j)	建築物の容積率 の最高限度	＝	建築 物の 容積 率の 最高 限度	区域の特性に 応じた容積率 の最高限度	＝	10分の10	
				公共施設の整 備状況に応じ た容積率の最 高限度	＝	10分の 5	
				土地区画整理法第103条第 4 項の規定に基づく換地処分公告後又は道路 法第18条第 2 項の規定に基づく道路供用開始告示後は、容積率の最高限度 を適用しない。			
……（略）			……（略）				
31の 2 小田良地区地区整備計画区域（その 2）			31の 2 小田良地区地区整備計画区域（その 2）				
……（略）			……（略）				
(j)	建築物の容積率 の最高限度	＝	建築 物の 容積 率の 最高 限度	区域の特性に 応じた容積率 の最高限度	10分の20		10分の10
				公共施設の整 備状況に応じ た容積率の最 高限度	10分の 5		
				土地区画整理法第103条第 4 項の規定に基づく換地処分公告後又は道路 法第18条第 2 項の規定に基づく道路供用開始告示後は、容積率の最高限度 を適用しない。			
……（略）			……（略）				
32・33 ……（略）			32・33 ……（略）				

多摩都市計画地区計画 小田良地区地区計画

位置図

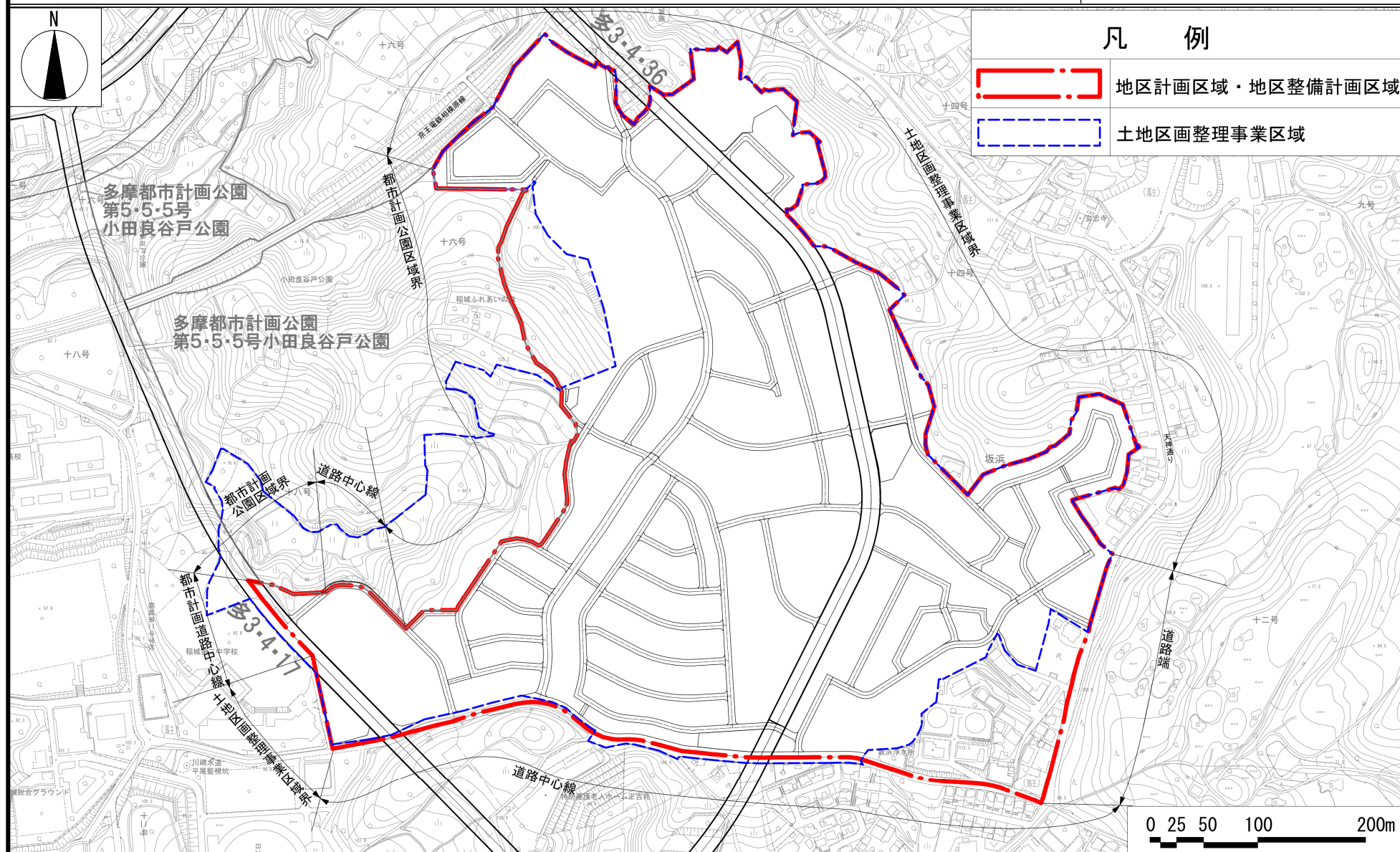
〔稲城市決定〕



多摩都市計画地区計画 小田良地区地区計画

計画図 1

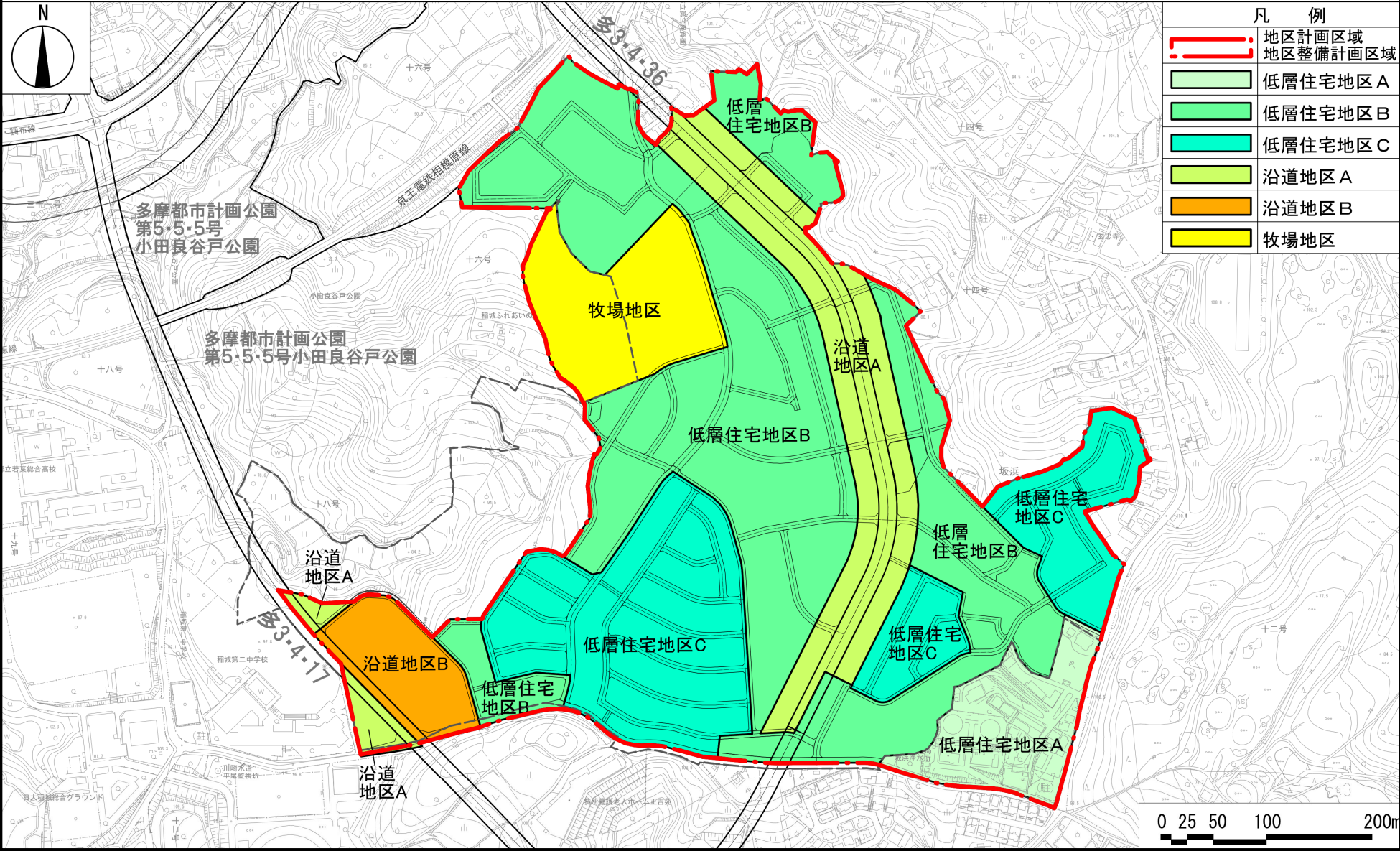
〔稲城市決定〕



多摩都市計画地区計画
小田良地区地区計画

計画図 2

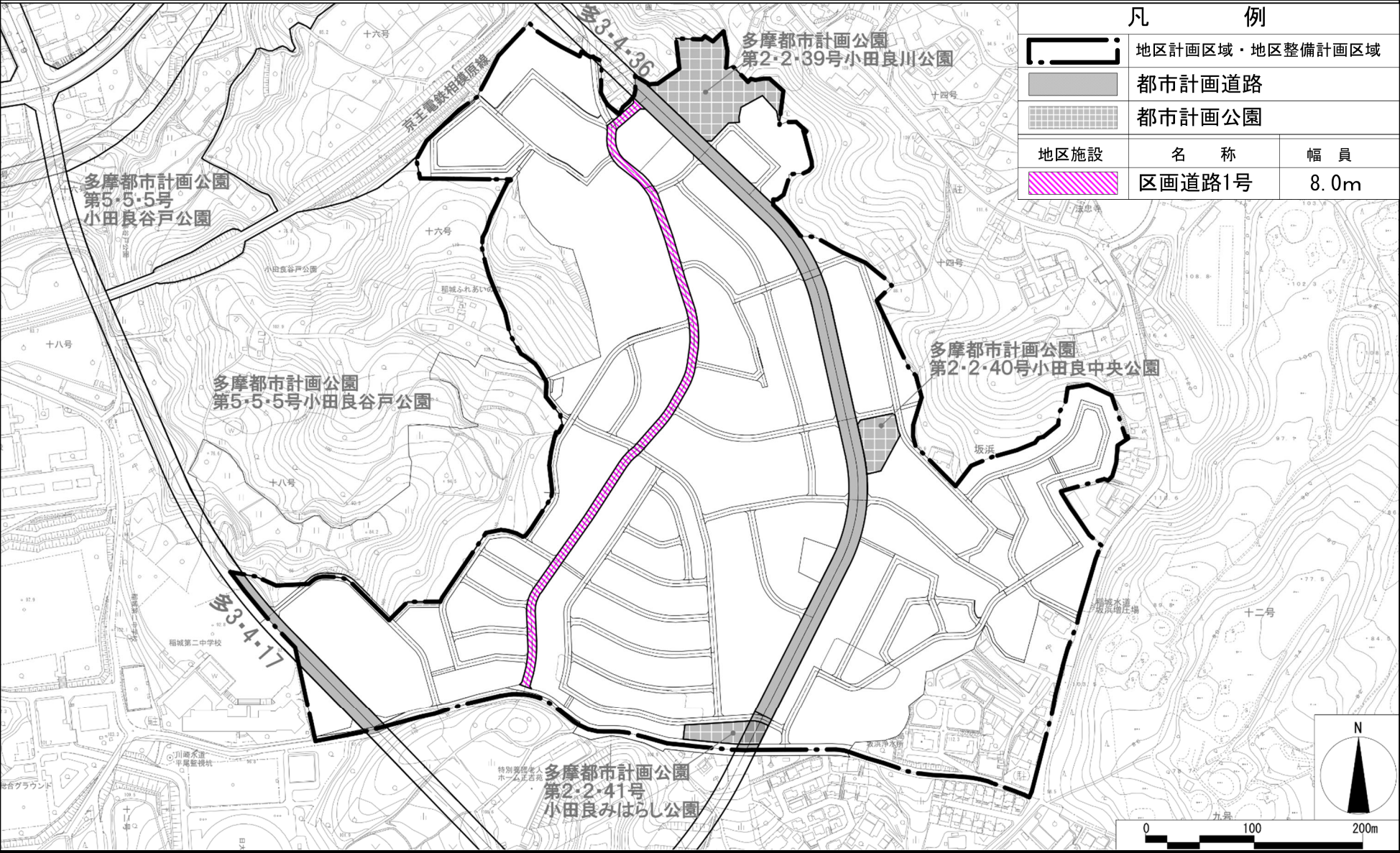
〔稲城市決定〕



多摩都市計画地区計画
小田良地区地区計画

計画図 3

〔稲城市決定〕



第32号議案

令和 5 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 588,426千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,321,832千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 6 月 12 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		6,458,953	433,781	6,892,734
	2 国庫補助金	793,565	433,781	1,227,346
17 都支出金		6,654,566	112,645	6,767,211
	2 都補助金	4,277,124	112,645	4,389,769
20 繰入金		1,493,092	1,367	1,494,459
	1 基金繰入金	1,490,719	1,367	1,492,086
21 繰越金		300,000	40,633	340,633
	1 繰越金	300,000	40,633	340,633
歳入合計		39,733,406	588,426	40,321,832

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,776,075	17,358	3,793,433
	1 総務管理費	3,116,351	17,358	3,133,709
3 民生費		17,871,651	392,810	18,264,461
	1 社会福祉費	5,995,634	292,176	6,287,810
	2 児童福祉費	9,348,275	100,634	9,448,909
4 衛生費		4,190,709	8,092	4,198,801
	1 保健衛生費	2,109,897	8,092	2,117,989
6 農林費		100,915	15,493	116,408
	1 農業費	100,915	15,493	116,408
7 商工費		293,261	74,373	367,634
	1 商工費	293,261	74,373	367,634
8 土木費		4,606,113	2,607	4,608,720
	1 土木管理費	526,979	2,607	529,586
9 消防費		1,285,435	4,390	1,289,825
	1 消防費	1,285,435	4,390	1,289,825
10 教育費		5,196,356	73,303	5,269,659
	1 教育総務費	466,653	6,373	473,026
	2 小学校費	1,438,195	10,306	1,448,501
	3 中学校費	860,600	9,694	870,294

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	54,622	46,930	101,552
歳 出	合 計	39,733,406	588,426	40,321,832

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 消 防 費	1 消 防 費	消防施設費（非常備）	109,120

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
稲城市発達支援センター分室管理運営事業	令和5年度から 令和8年度まで	109,890
稲城市重症心身障害児（者）等通所施設 管理運営事業	令和5年度から 令和8年度まで	4,290
南山小学校学童クラブ増築工事監理委託	令和5年度から 令和6年度まで	219
南山小学校校舎増築工事監理委託	令和5年度から 令和6年度まで	20

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第 16 款 国庫支出金（補正額 433,781 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	国 庫 補 助 金	793,565	433,781	1,227,346		
	1 民生費国庫補助金	349,880	3,300	353,180		
					1 社 会 福 祉 費 補 助 金	3,300
	6 総務費国庫補助金	46,884	430,481	477,365		
					1 総 務 管 理 費 補 助 金	430,481
計		6,458,953	433,781	6,892,734		

（単位：千円）

説 明	
（生活福祉課） 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（１／２・２／３・３／４・１０／１０）	3,300 3,300
（財政課） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 （ＩＣＴ推進課） マイナポイント事業費補助金（１０／１０） （市民課） 個人番号カード交付事務費補助金（１０／１０）	429,109 429,109 △1,263 △1,263 2,635 2,635

第16款 国 庫 支 出 金

第 17 款 都 支 出 金（補正額 112,645 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	都 補 助 金	4,277,124	112,645	4,389,769		
	2 民生費都補助金	1,961,469	71,603	2,033,072		
					2 老 人 福 祉 費 補 助 金	1,000
					3 児 童 福 祉 費 補 助 金	70,603
	3 衛生費都補助金	122,615	4,047	126,662		
					1 保 健 衛 生 費 補 助 金	4,047
	7 教育費都補助金	503,878	36,995	540,873		

（単位：千円）

説 明	
（高齢福祉課） 認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金（１０／１０）	1,000 1,000
（児童青少年課） 保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金（１０／１０） （子育て支援課） 保育所等利用多子世帯負担軽減事業補助金（１０／１０） 保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金（１０／１０）	24,483 24,483 46,120 1,100 45,020
（健康課） 医療保健政策区市町村包括補助事業補助金（１／２） 带状疱疹ワクチン任意接種補助金（１／２）	4,047 393 3,654

第17款 都 支 出 金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	（ 7 教育費都補助金）				3 幼稚園費補助金	29,000
					6 教育総務費補助金	7,995
計		6,654,566	112,645	6,767,211		

第 20 款 繰 入 金 （補正額 1,367 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	1,490,719	1,367	1,492,086		
	6 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	6,194	1,367	7,561		
					1 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	1,367
計		1,493,092	1,367	1,494,459		

第 21 款 繰 越 金 （補正額 40,633 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰 越 金	300,000	40,633	340,633		
	1 繰 越 金	300,000	40,633	340,633		
					1 繰 越 金	40,633
計		300,000	40,633	340,633		

（単位：千円）

説 明	
（子育て支援課） 私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金（１０／１０）	29,000 29,000
（指導課） 校内別室指導支援員配置事業補助金（１０／１０）	7,995 7,995

第17款 都 支 出 金

（単位：千円）

説 明	
（財政課） まち・ひと・しごと創生基金繰入金	1,367 1,367

第20款 繰 入 金

（単位：千円）

説 明	
（財政課） 繰越金	40,633 40,633

第21款 繰 越 金

第 2 款 総 務 費 (補正額 17,358 千円)

– 12 –

費

— 13 —

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	（ 3 老 人 福 祉 費 ）				15,756	0	0	0	0
					0	1,000	0	0	0
2 児 童 福 祉 費		9,348,275	100,634	9,448,909	27,837	69,503	0	0	3,294
	2 児 童 処 遇 費	8,343,966	72,475	8,416,441	25,681	44,000	0	0	2,794
					0	0	0	0	2,794
					23,983	44,000	0	0	0
					1,698	0	0	0	0
	3 保 育 所 費	33,035	1,711	34,746	691	1,020	0	0	0
					691	1,020	0	0	0

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助及び 交 付 金	16,756	2 老人福祉関係事務事業（高齢福祉課）	15,756
		18負担金補助及び交付金	15,756
		物価高騰等緊急対策臨時給付金	15,756
		3 老人福祉施設整備・措置関係費（高齢福祉課）	1,000
		18負担金補助及び交付金	1,000
		高齢者施設等整備補助金	1,000
1 報 酬	1,654	2 乳幼児医療費助成等事業（子育て支援課）	2,794
10 需 用 費	248	1 報酬	1,654
		その他報酬	1,654
		第2種会計年度任用職員報酬	1,654
		10需用費	248
1 消 耗 品 費	30	①消耗品費	30
4 印刷製本費	218	事務用	30
		④印刷製本費	218
11 役 務 費	892	諸用紙印刷	218
18 負担金補助及び 交 付 金	69,681	11役務費	892
		通信運搬費	892
		郵便料等	892
		4 保育所等運営委託・補助事業（子育て支援課）	67,983
		18負担金補助及び交付金	67,983
		保育所等安全対策支援事業補助金	44,000
		物価高騰等緊急対策臨時給付金	23,983
		5 障害児支援事業（障害福祉課）	1,698
		18負担金補助及び交付金	1,698
		物価高騰等緊急対策臨時給付金	1,698
10 需 用 費	1,038	1 公立保育所等運営事業（子育て支援課）	1,711
6 修 繕 料	347	10需用費	1,038
		⑥修繕料	347
		管理用	347
7 賄 材 料 費	691	⑦賄材料費	691
		給食賄材料費	691
12 委 託 料	127	12委託料	127
		遊具点検委託	127

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2	(3 保 育 所 費)								
	4 児 童 館 費	98,520	76	98,596	76	0	0	0	0
					76	0	0	0	0
	5 学 童 ク ラ ブ 費	400,252	26,372	426,624	1,389	24,483	0	0	500
					1,389	24,483	0	0	0
					0	0	0	0	500
計		17,871,651	392,810	18,264,461	319,013	70,503	0	0	3,294

[illegible]

第3款 民 生 費

第 10 款 教 育 費 （補正額 73,303 千円）									
科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	教 育 総 務 費	466,653	6,373	473,026	0	6,373	0	0	0
	3 教 育 指 導 費	212,953	6,373	219,326	0	6,373	0	0	0
					0	6,373	0	0	0
2	小 学 校 費	1,438,195	10,306	1,448,501	0	0	0	0	10,306
	1 学 校 管 理 費	783,100	10,306	793,406	0	0	0	0	10,306
					0	0	0	0	10,306
3	中 学 校 費	860,600	9,694	870,294	0	0	0	0	9,694
	1 学 校 管 理 費	472,803	9,694	482,497	0	0	0	0	9,694
					0	0	0	0	9,694
4	幼 稚 園 費	54,622	46,930	101,552	17,930	29,000	0	0	0
	1 幼 児 教 育 援 助 費	54,622	46,930	101,552	17,930	29,000	0	0	0
					17,930	29,000	0	0	0
計		5,196,356	73,303	5,269,659	17,930	35,373	0	0	20,000

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	6,373	1 教育指導に関する経費（指導課）6,373
		1 報酬6,373
		その他報酬6,373
		第2種会計年度任用職員報酬6,373
12 委 託 料	5,694	1 小学校管理運営費（建築保全課）10,306
		12委託料5,694
14 工 事 請 負 費	4,612	特別教室空調設備設置工事設計委託5,694
		14工事請負費4,612
		南山小学校校舎増築工事
12 委 託 料	9,694	1 中学校管理運営費（建築保全課）9,694
		12委託料9,694
		特別教室空調設備設置工事設計委託9,694
18 負担金補助及び交付金	46,930	1 幼児教育振興に関する経費（子育て支援課）46,930
		18負担金補助及び交付金46,930
		幼稚園等安全対策支援事業補助金29,000
		物価高騰等緊急対策臨時給付金17,930

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の追加

(追加)

(単位 千円)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
稲城市発達支援センター分室管理運営事業	障害福祉課	109,890			令和5年度から 令和8年度まで	109,890	53,108			56,782
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
稲城市重症心身障害児（者）等通所施設管理運営事業	障害福祉課	4,290			令和5年度から 令和8年度まで	4,290				4,290
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
南山小学校学童クラブ増築工事監理委託	建築保全課	219			令和5年度から 令和6年度まで	219				219
南山小学校校舎増築工事監理委託	建築保全課	20			令和5年度から 令和6年度まで	20				20

議案概要説明書

議 案 番 号	第32号	担 当 課	企画部財政課
件 名	令和5年度東京都稲城市一般会計補正予算（第3号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		39,733,406	
補 正 額		588,426	
補正後の予算総額		40,321,832	
(補正の概要)			
今回の補正の主なものは、電力・ガス・食料品等価格高騰対策として、住民税非課税世帯等に対して給付金を支給することに伴う経費の計上、市内の保育所、幼稚園、学童クラブ、児童館、障害福祉施設及び高齢福祉施設のサービス提供事業者に対して物価高騰等緊急対策臨時給付金を支給することに伴う交付金の計上、プレミアム付きデジタル商品券の発行数及びプレミアム率を増やすことに伴う商工会補助金の増額、市内の商工事業者に対してエネルギー価格高騰対策支援金を交付することに伴う経費の計上、市内の農家に対して農業用資材等を購入するための補助金を交付することに伴う経費の計上等を行うものです。			
その他としては、国のマイナポイント第2弾の申込期限が延長されたことを受け、マイナポイント申込手続支援の期間を延長すること等に伴う委託料の増額、フォスターシティ市から来訪する市民大使と共にスポーツ・文化芸術活動を通じた市民交流を行うことに伴う稲城市姉妹友好都市交流協会補助金の増額、令和5年10月の生活保護基準の改定等に対応するために生活保護システムを改修することに伴う委託料の計上、東京都の認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金の増に伴う高齢者施設等整備補助金の増額、令和6年度から義務教育就学児及び高校生等の医療費助成に係る所得制限を撤廃するための経費の計上、令和5年10月からの第二子の保育料無償化に対応するために保育システムを改修することに伴う委託料の計上、東京都の保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金等を活用し、市内の保育所、幼稚園及び学童クラブにおいて子どもの安全対策を行うことに伴う経費の計上、おたふくかぜワクチン及び帯状疱疹ワクチンの予防接種に係る費用の一			

部を助成することに伴う経費の計上、稲城上平尾土地区画整理組合からの寄附金を活用し、ひなた通りの一部に防犯灯を設置することに伴う工事請負費の増額、消防ポンプ自動車について、原材料費の高騰等により車両価格が改定されたことに伴う備品購入費の増額、東京都の校内別室指導支援員配置事業補助金を活用し、中学校５校に校内別室指導支援員を配置することに伴う人件費の計上、南山小学校校舎及び南山小学校学童クラブ増築工事について、労務単価の上昇を受け、契約金額を変更することに伴う工事請負費の増額、小中学校の特別教室に空調設備を設置するために工事設計を行うことに伴う委託料の計上等を行うものです。

また、繰越明許費の補正として、消防施設費（非常備）に係る経費のうち年度内に支出が完了しない見込みの部分について繰越明許費を設定するものです。

さらに、債務負担行為の補正として、稲城市発達支援センター分室及び稲城市重症心身障害児（者）等通所施設の指定管理者の指定に伴う管理運営事業に係る経費並びに南山小学校校舎及び南山小学校学童クラブの増築工事監理委託に係る経費について債務負担行為を追加するものです。

第33号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
大久保 一弘	稲城市 XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX

第34号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
佐脇 博吏	稲城市 [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]

第35号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
松本 一宏	稲城市 XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX

第36号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
松本 信之	稲城市 XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX

第37号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
小宮 尚幸	稲城市 XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX

第38号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
笹久保 橋寿	稲城市 XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX

第39号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
笹久保 栄人	稲城市 XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX

第40号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
金井 司	稲城市 XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX

第41号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
上原 徳和	稲城市 XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX

第42号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
石井 篤司	稲城市 XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX

第43号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
高橋 一朗	稲城市 XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX

第44号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
川村 あや	稲城市 [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]

第45号議案

稲城市重症心身障害児（者）等通所施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市重症心身障害児（者）等通所施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

稲城市重症心身障害児（者）等通所施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 稲城市重症心身障害児（者）等通所施設

所在地 東京都稲城市大丸607番地の2

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 一般社団法人L i f e i s

代表者 代表理事 影近 卓大

所在地 東京都多摩市永山二丁目14番地の6 アドラブールK202号室

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案概要説明書

議 案 番 号	第45号	担 当 課	福祉部障害福祉課
件 名	稲城市重症心身障害児（者）等通所施設の指定管理者の指定について		
【概 要】			
本案は、稲城市重症心身障害児（者）等通所施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。			
【施設概要】			
1 名 称	稲城市重症心身障害児（者）等通所施設		
2 所 在 地	東京都稲城市大丸607番地の2		
3 設置年月	令和6年4月		
【特命理由】			
一般社団法人L i f e i sは、稲城市障害者施設整備・運営事業者選定委員会が選定した稲城市重症心身障害児（者）等通所施設の管理運営に係る内定事業者です。 また、一般社団法人L i f e i sは、障害福祉施設運営の実績を十分に有していることから、これまでに蓄積した実績、知識及び運営のノウハウを活用し、稲城市重症心身障害児（者）等通所施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成することができます。 これらを勘案すると、一般社団法人L i f e i sが稲城市重症心身障害児（者）等通所施設の管理運営に当たる必要があります。			
【選定結果等】			
1 選 定 日	令和5年4月27日（稲城市公の施設指定管理者選定委員会による選定）		
2 候 補 者 名 称	一般社団法人L i f e i s		
	代表者 代表理事 影近 卓大		
	所在地 東京都多摩市永山二丁目14番地の6 アドラブールK202号室		
3 指定期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで		

第46号議案

稲城市発達支援センター分室の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市発達支援センター分室の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

稲城市発達支援センター分室の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 稲城市発達支援センター分室

所在地 東京都稲城市大丸607番地の2

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人正夢の会

代表者 理事長 市川 宏伸

所在地 東京都稲城市若葉台四丁目32番地の3

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案概要説明書

議 案 番 号	第46号	担 当 課	福祉部障害福祉課
件 名	稲城市発達支援センター分室の指定管理者の指定について		
【概 要】 本案は、稲城市発達支援センター分室の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。 【施設概要】 1 名 称 稲城市発達支援センター分室 2 所 在 地 東京都稲城市大丸607番地の2 3 設置年月 令和6年4月 【特命理由】 社会福祉法人正夢の会は、稲城市発達支援センター（既存施設）運営事業の委託事業者であり、その分室の運営に当たっては、既存施設と密に連携したきめ細やかな発達支援を期待することができます。 また、社会福祉法人正夢の会は、市内外において児童発達支援事業等の実績を十分に有していることから、これまでに蓄積した実績、知識及び運営のノウハウを活用し、稲城市発達支援センター分室の設置目的を効率的かつ効果的に達成することができます。 これらを勘案すると、社会福祉法人正夢の会が稲城市発達支援センター分室の管理運営に当たる必要があります。 【選定結果等】 1 選 定 日 令和5年4月27日（稲城市公の施設指定管理者選定委員会による選定） 2 候 補 者 名 称 社会福祉法人正夢の会 代表者 理事長 市川 宏伸 所在地 東京都稲城市若葉台四丁目32番地の3 3 指定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで			